

蒸気発生器水リーク試験装置用
高圧ガス貯蔵所の設計製作
仕様書

第1章 一般事項

1.1 件名

蒸気発生器水リーク試験装置用高圧ガス貯蔵所の設計製作

1.2 概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ 高速炉安全性第3試験室(以下、原子力機構)に設置してある蒸気発生器水リーク試験装置(以下、SWAT-3R)用の高圧ガス貯蔵所の設計製作を実施するものである。なお、本件は「令和5年度高速炉実証炉開発事業(基盤整備と技術開発)」の一環として実施するものである。

1.3 契約範囲

1.3.1 契約範囲内

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1) 蒸気発生器水リーク試験装置用高圧ガス貯蔵所の設計製作 | 一式 |
| 2) 試験検査 | 一式 |
| 3) 提出図書の作成 | 一式 |

1.3.2 契約範囲外

本仕様書に記載なき事項

1.4 納期

令和8年12月25日

1.5 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ 高速炉安全性第3試験室

(2) 納入条件

据付調整後渡し

1.6 検収条件

以下に示す項目の確認をもって検収とする。

- (1) 1.3項に示す契約範囲の作業が全て完了し、試験検査に合格していること。
- (2) 1.7項に示す提出書類が全て提出されていること。
- (3) 1.8項に示す貸与品を全て返却していること。

1.7 提出図書

No.	図書名	部数	提出時期
(1)	全体工程表	3部 ^{*1}	契約後速やかに
(2)	品質保証計画書	3部	契約後速やかに
(3)	設計図書 ^{*2}	3部 ^{*1}	適宜
(4)	作業要領書	3部 ^{*1}	作業開始前適宜
(5)	作業報告書	3部	作業完了後
(6)	検査要領書	3部 ^{*1}	検査開始前適宜
(7)	検査成績書	3部	検査後適宜
(8)	作業写真	1部	カラー写真、アルバム入り
(9)	CAD データ	1部	DXF、DWG、PDF
(10)	完成図書 ^{*3}	3部	検収前まで
(11)	完成図書電子情報 (DVD 等媒体)	1部	検収前まで
(12)	打合せ議事録	3部 ^{*1}	打合せ後適宜
(13)	官庁手続き書類	1式	設置工事着工前まで
(14)	委任又は下請負届 ^{*4}	1部	作業開始前適宜

*1 確認対象図書(設計図書、作業要領書、検査要領書については内容に応じ適宜選定)。

初版時及び改訂で原子力機構の確認を要する時は4部提出すること。原子力機構は、確認図書を受領したときは、1部は受領日を記載した確認印を押印して返却する。発行後2週間を期限として、審査を完了し、期限を越えて修正等を指示しないときは、確認したものとする。

*2 貸与する設計図書類は受注メーカの責において技術的に検証し、設計変更があればその旨を原子力機構に連絡の上、同図書の見直し版を提出し確認を受けること。本図書には高圧ガス関連の許可申請に係る書類を含む。

*3 (1)～(8)及び(11)を適宜アズビルト化しファイルに束ねたもの

*4 機構指定様式。下請負等がある場合に提出のこと。

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

原子力機構大洗原子力工学研究所における作業に係る関連書類として以下の①から⑤の書類の提出を求める。なお、必要に応じて他の書類の提出を求める場合がある。

①作業安全組織・責任者届 (大洗原子力工学研究所指定様式)

②作業関係者名簿 (大洗原子力工学研究所指定様式)

③作業責任者等認定証写し

④リスクアセスメントシート (大洗原子力工学研究所指定様式)

⑤一般安全チェックリスト (大洗原子力工学研究所指定様式)

1.8 支給品及び貸与品

(1) 支給品

- ①30本組 窒素ガスカーボル1基
- ②25本組 アルゴンガスカーボル2基
- ③現地作業に向けては、作業にあたって必要な電気、水を無償支給する。
- ④必要に応じ、協議の上、原子力機構が必要と認めたものを支給する。

(2) 貸与品

- ①設計図書類
- ②協議の上、原子力機構が必要と認めたもの

1.9 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合には、原子力機構と受注者の協議により決定し、受注者の作成する議事録にて双方で確認した後、作業するものとする。議事録で確認した事項は、本契約仕様書に準じた効力を持つものとする。

1.10 検査員及び監督員

- (1)検査員：一般検査 管財担当課長
- (2)監督員：高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ員

1.11 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.12 環境管理の遵守

- (1)受注者は、大洗原子力工学研究所環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2)受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1)本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用することとする。
- (2)本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法に該当するため、当該基準を満たしたものであること。

1.14 知的財産権等の取り扱い

知的財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」による。

1.15 適用法規・基準

本契約において 1.3 に定める契約範囲の実施にあたっては、該当する設備に対して下記の法規および規格等を参照すること。

- (1) 消防法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 圧力容器構造規格
- (4) 鋼構造設計規準
- (5) 高圧ガス保安法
- (6) 高圧ガス設備等耐震設計基準
- (7) 日本産業規格
- (8) 建築基準法
- (9) 建設業法
- (10) 原子力機構大洗原子力工学研究所の定める安全関係の規定類（主なものは以下の通り）
 - ① リスクアセスメント実施要領
 - ② 作業責任者認定制度運用要領
 - ③ 非定常作業の安全管理要領
 - ④ 作業の安全管理要領
 - ⑤ 安全管理仕様書

1.16 作業員の資格

- (1) 本仕様書に係る作業者は、その業務を行うのに必要な資格または知見を有していること。
- (2) 現地作業を実施する場合は、大洗原子力工学研究所が定める「作業責任者認定制度運用要領」により、現場責任者の認定を取得すること。また、法令上、作業者に資格が必要な作業は有資格者に行わせること。
- (3) 現地作業を実施する場合は、法令以外にも以下の大洗原子力工学研究所の規則を遵守または準じて行うこと。
 - ・ 作業の安全管理要領
 - ・ リスクアセスメント管理運営規則
 - ・ その他必要関連ある規則等

上記の(1)及び(2)の資格、資質については、当該作業が開始する前にそれを証明する資料を書面等で原子力機構に提出すること。

1.17 記録の管理

本件の作業において発生する記録等の書類は、受注者が作成、管理し、原子力機構の求めに応じ速やかに提出すること。記録に修正が生じた場合には、修正履歴が分かる形とする。また、全面的に修正する必要がある場合は、原子力機構の確認を得た後に作成し、旧記録は誤用防止の為、廃棄処分する。

1.18 外部調達品の品質確保

受注者が外部から調達する機器類がある場合、または、作業の一部を外注する場合は、受注者の品質保証計画書に従い品質管理を徹底させる。また、外注先の品質保証体制が不十分であると受注者が判断した場合は、受注者の品質保証のプロセスを外注先に適用させる等して、品質確保に努めること。

1.19 産業廃棄物の処分

本件の作業において発生する産業廃棄物は、受注者の責任下で処分を行うものとする。処分完了後、マニフェストの写しを原子力機構に提出すること。1.18 不適合に関する事項

本契約に係る不適合が発生した場合には、すみやかに原子力機構に報告するとともに是正措置の協議を行い、原子力機構の了解を得たのちに是正措置を実施するものとする。必要に応じて、その再発防止策を作成し、報告すること。また、不適合等の問題が発生した場合において、受注者の品質保証に起因すると判断されたなら受注者に対して監査を実施することがある。

1.20 特記事項

- (1)原子力機構より貸与される設計図書(前年度までの設計図書類を含む)及び仕様書について施行前に十分確認、検討を行なうこと。その結果見直し、修正等がある場合には原子力機構の確認を得た後当該図書を修正し提出すること。原子力機構が貸与した設計図書及び仕様書に基づき製作された機器及び設備等はすべて受注者が責任を負うものとする。
- (2)作業手順書等に定められていない作業が生じた場合は、作業を停止して、作業手順書等を見直して作業を再開すること。また、計画外の作業は禁止すること。
- (3)各作業に対して、安全に関わるホールドポイントを明確にし、原子力機構と確認した後に作業を実施すること。
- (4)不測の事態が発生した場合は、作業を中断させ原子力機構に連絡し、協議したうえで作業を再開すること。

第2章 技術仕様

2.1 概要

本件は図1に示すように高速炉安全性第3試験室に設置されていた高圧ガス貯蔵設備を新規に設計製作するものであり、既存と同等の内容で高圧ガス貯蔵設備を構築するものである。

2.2 実施項目及び実施内容

SWAT-3Rを使用したナトリウム-水反応試験を計画しており、試験に必要なアルゴンガスや窒素ガス供給設備を構築する必要がある。高圧ガスの種類としては第一種ガス(施行令第3条に)に該当し、貯蔵面積が300m³以上、3,000m³未満の第二種貯蔵所(法第17条の2第1項)となる。そのため、設置届出書を提出する必要がある。なお、品質保証体制について「ISO9001」の認証取得をしていること。あわせて、設置届出書に必要な提出図書(技術資料)を準備すること。

(1) 貯蔵内容及び容器置場面積

以下に示す、内容で設備を構築する。

- 1) 30本組 窒素ガスカードル (46.7L/本) : 1基
 - 2) 25本組 アルゴンガスカードル (46.7L/本) : 2基
- 容器置場面積 : 2.1 m × 6.2 m
- 3) 窒素ガスボンベ (46.7L/本) : 2本
 - 4) アルゴンガスボンベ (46.7L/本) : 3本

容器置場面積 : 0.5 m × 2.0 m

(2) ガス貯蔵設備の設計製作

(1)を参考に、高圧ガス保安法第15条第1項及び第16条第2項の技術上の基準に関する事項、一般高圧ガス保安規則第18条第2項及び第23条の要求に対し、満足いく内容で設備を設計製作する。

主な内容は、支給するガスカードルから、連結管を介して、受入架台、供給ユニット、集合ラック等を構築し、建屋内配管へ接続する。材質はSUS316等、耐腐食性に優れた材料を選定すること。また、別途、試験容器洗浄架台内へ既設経路と同等の配管を導く(高圧ガス対象範囲外)。

1) 配管仕様

設計圧力/常用圧力 : 16.2 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : 40°C/40°C

材質 : SUS316

配管径/肉厚 : 4~21.7(15A)mm/0.5~3.0(sch40)mm

要求事項 : 常用圧力1.25倍以上の耐圧試験もしくは経済産業大臣がこれと同等以上のものと認める試験に合格していること(高圧ガス対象範囲外は除く)。

2) 安全弁仕様

設計圧力/常用圧力 : 16.2 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -196~150°C/40°C

個数 : 2 台

設計圧力/常用圧力 : 0.99 MPa/0.5 MPa

設計温度/常用温度 : -196~150°C/40°C

個数 : 2 台

要求事項 : 吹始め圧力が設定圧力の 90%以上、100%以下であること。吹止
まり圧力が設定圧力の 80%以上であること。認定試験者試験品
であることとし、バネ式を採用すること。

3) 圧力計仕様

目盛 : 1~25MPa

個数 : 2 台

目盛 : 0.5~25MPa

個数 : 2 台

目盛 : 0.05~2.5MPa

個数 : 2 台

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

4) ①バルブ仕様

設計圧力/常用圧力 : 25 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~100°C/40°C

個数 : 5 台、5 台

材質 : SUSF316

呼び径 : φ4、φ15

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

②バルブ仕様

設計圧力/常用圧力 : 21.6 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~75°C/40°C

個数 : 2 台、2 台

材質 : SUS316

呼び径 : φ9、φ10

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

③バルブ仕様

設計圧力/常用圧力 : 21.6 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~75°C/40°C

個数 : 7 台

材質 : SUS316

呼び径 : φ5

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

④バルブ仕様(高圧ガス対象範囲外)

設計圧力/常用圧力 : 21.6 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~75°C/40°C

個数 : 10 台

材質 : SUS316

呼び径 : 配管径に応じて設計すること

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

⑤減圧弁仕様

設計圧力/常用圧力 : 16.5 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~75°C/40°C

個数 : 2 台

材質 : SUS316

呼び径 : φ 10

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

⑥ストレーナー仕様

設計圧力/常用圧力 : 21.6 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : -10~75°C/40°C

個数 : 2 台

材質 : SUS316

呼び径 : φ 10

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

⑦逆止弁仕様

設計圧力/常用圧力 : 16.2 MPa/14.7 MPa

設計温度/常用温度 : 40°C/40°C

個数 : 5 台

材質 : SUS316

呼び径 : 3/8", "

要求事項 : 認定試験者試験品であること。

(3) その他要求事項

- ・各バルブにおいては、開閉状態が明確になるように表示を提示するとともに、タグナンバーを提示する。材質は耐腐食性に優れた物を選定すること。
- ・各架台等においては、アンカー等にてコンクリート部分に固定すること。
- ・各配管部分においては、ガスの種別、流れ方向、肉厚測定シール等を貼付すること。
- ・集合ラックにおいては、スレート等で囲いを設けること。
- ・試験容器洗浄架台内へ配管にアルゴンガスや窒素ガスを供給できる配管系統とすること(高圧ガス対象範囲外)。
- ・既設と同等の警戒標を設置すること。
- ・安全対策として、OS バルブキャップ(ORSG80(相当品可))を各バルブに取付を行う。

2.3 試験検査

(1) 外観・員数検査

目視により外観に有害な損傷や歪み等が無いことを確認する。また、員数が仕様書通りであることを確認する。

(2) 寸法検査

スケール等により、主要部品の寸法が製作図通りであることを確認する。

(3) 液体浸透探傷検査 (PT)

配管の溶接施工部において JIS-Z2343 に準じた要領にて、有害な欠陥の無いことを確認する。

(4) 耐圧漏洩検査

設計圧力の 1.25 倍の圧力を加え、10 分以上保持後、圧力低下が無いことを確認するとともに、発泡剤等を用いて溶接施工部からの漏洩がないことを確認する。

以上

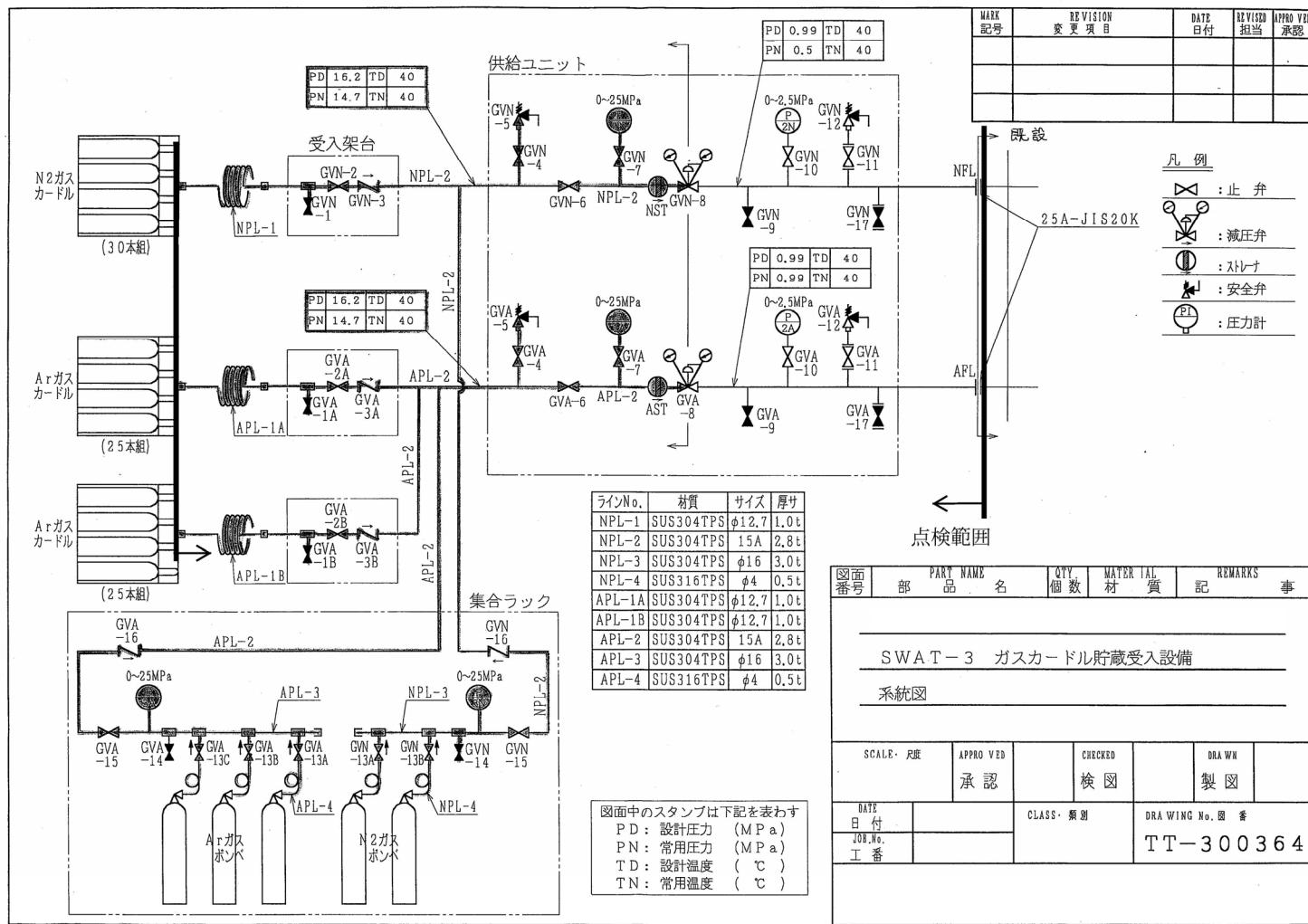


図 1 設備概要図

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）

(5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

(1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国に要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国に要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

（単独知的財産権の移転）

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書により甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

（単独知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国との承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

（単独知的財産権の放棄）

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（単独知的財産権の管理）

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)。

(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾ができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上